

第4章 現状と課題

史跡鹿児島城跡に関する保存活用計画については、前述のとおり、県指定史跡を対象とした「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」及び国の天然記念物及び史跡を対象とした「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」が策定されている。

本章では、追加指定により「城山」地区と「居館」地区とを一体的に取り扱うこととなった史跡鹿児島城跡の保存管理に関する現状と課題について、これら従前の計画も参照しつつ整理する。

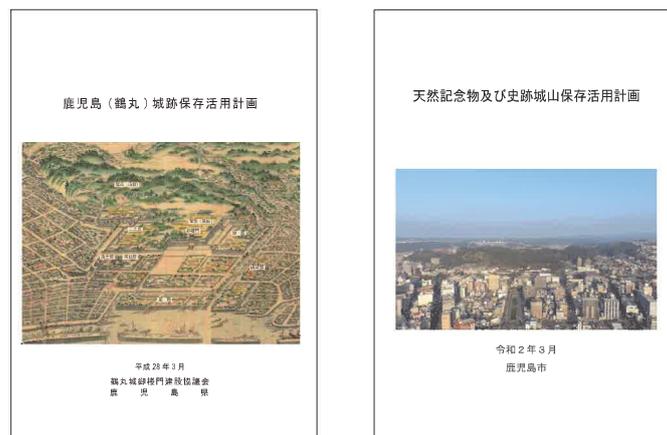


図4-1 (左)鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画 (右)天然記念物及び史跡城山保存活用計画

第1節 保存管理の現状と課題

1 従前の計画における現状と課題

保存管理の現状と課題について過去の計画を参照すると、「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」では、法的保護、石垣及び建物跡等の遺構の保存状況について取り上げられ、保存状況が十分ではないことを課題としている。「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」では、天然記念物と史跡の共通項目として、自然災害が城山の植生や遺構に影響を与えていることが挙げられ、指定範囲の検討や災害対策・復旧方法が課題とされている。さらに史跡については、指定地内に上山城、鹿児島城や西南戦争の遺構が残存していることが挙げられ、遺構の状況把握や計画的な調査の実施を課題としている。

2 現状と課題

現状について、土地の所有関係は、従前の計画から面積は少ないものの、民有地が追加された。指定地の多くを占める鹿児島市有地は、その全域が都市公園（風致公園）「城山公園」となっており、現在公園内に設置されている4本の市道（市道城山登山線、市道照国神社上線、市道城山公園線、市道草牟田城山線及び城山公園遊歩道）を含め、鹿児島市が管理している。

「居館」地区には、県有地に黎明館及び県立図書館及び関連施設があり、市有地に城山公園の一部（探勝園）がある。県の両施設の敷地内には、本丸跡（堀を含む）及び二之丸跡の石垣が保存されており、各施設がそれぞれ管理者としての管理を行って

いる（本丸石垣：黎明館、二之丸石垣：県立図書館）。

なお、本丸跡及び二之丸跡の石垣については、県（黎明館及び文化振興課）が「石垣カルテ」及び調査報告書を作成した上で、黎明館が専門家の指導に基づき本丸跡及び二之丸跡石垣の複数か所にゲージを設置して定点観測を行っている。この他、黎明館は令和2年度に建設した御楼門の維持管理、堀の清掃や樹木の維持管理を行っており、県立図書館は二之丸跡石垣周辺の樹木の維持管理を行っている。

文化財保護法に基づく保存管理として、県文化財保護指導委員が定期的に巡視し、史跡及び天然記念物の保存状況を市及び県の教育委員会に報告している。報告を受けた市及び県の教育委員会は、内容を確認し、必要に応じて文化庁に報告するとともに、復旧等の措置を取っている。

この他、「城山」地区については、森林法による森林地域（一部保安林）、都市計画法による高度地区（最高20m）、宅地造成規制法による宅地造成工事規制区域の指定を受けており、さらに、一部は急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域に指定され、それぞれの所管法令に基づき、関係行政機関が管理している。

「居館」地区については、宅地造成規制法による宅地造成工事規制区域に指定されているほか、「鹿児島市中心市街地活性化基本計画」において「歴史・文化ゾーン」に含まれているとともに、「歴史と文化の道地区景観計画」によって景観形成基準が定められている。

従前の計画と現在の状況を踏まえると、文化財保護法に基づく保護については、令和5年の追加指定により一定の改善が図られ、石垣や建物跡等の遺構についても、維持管理や顕在化について一定の取組がなされてきている。

他方、「城山」地区については、天然記念物及び史跡城山保存活用計画を踏まえた遺構の保存と状況把握（切岸や土塁上に生育し遺構の保存や景観に影響を及ぼしている植生の管理対策など）が課題として継続している。

「居館」地区の石垣については、黎明館が、上記した定点観測のデータをもとに引き続き適切に維持管理し、報告書の記載内容等に基づき石垣の変異や変状等を早期に発見し、維持管理していく必要がある。また、石垣の現状調査の結果、危険度が高いと判定された箇所については、修復等に取り組む必要がある。なお、本丸跡及び二之丸跡石垣周辺に生育している樹木等についても、黎明館及び県立図書館と連携して石垣への影響を観測し維持管理していくことが必要である。

黎明館及び県立図書館については、史跡の追加指定等に向けた発掘調査の結果から、両館とも敷地内の地下遺構の残存状況について改めて調査する必要がある。また、当面の間、史跡のガイダンス施設として、設置規則の改正等、ガイダンス施設としての位置付けに必要な手続をとることにに関して検討する必要がある。

あわせて、両館とも、駐車場等の関連施設を含めた、施設の維持管理や増改築計画など今後の取扱いと史跡の維持管理行為について、整理・調整する必要がある、課題として継続している。

なお、指定地について、文化財保護法第120条に基づく管理に必要な標識、説明板、標柱及び注意札、境界標、囲いその他の施設を設置する必要もある。

3 課題の整理

保存管理の課題について、あらためて次のとおり整理する。

- ・ 「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」を踏まえた、遺構の保存と現状把握
- ・ 石垣の維持管理（石垣周辺の樹木の伐採等を含む。）
- ・ 黎明館及び県立図書館の維持管理と史跡の維持管理の調整
- ・ 文化財保護法第120条に基づく管理に必要な施設の設置

4 指定地外の「鹿児島城」について

「鹿児島城」は3つの地区からなり、文化財指定地の外にも城域が想定されている。これらの区域は、都市計画法に基づく第2種住居地域及び商業地域等に指定されており、現状と課題については、おおむね次のとおりである。

「城山」地区の一部と「居館」地区の多くは、都市計画法に基づく地域指定の他、文化財保護法第95条に定める周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、包蔵地内で掘削が行われる際は、主に鹿児島市が発掘調査を実施し、地下遺構の状況等を確認している。

他方、「城下」地区については、国の施設、県や市の公共施設や商業施設が林立する鹿児島市の中心市街地の一部であり、周知の埋蔵文化財包蔵地になっている地点は少なく、地下遺構の状況等の確認も十分ではないが、地割や小字に城下町絵図と合致する土地があったり、従前の掘削で発見され、土地所有者の理解と協力のもと露出展示されている石管水道があるなど、鹿児島城に関する潜在的な情報が残存している可能性が想定される。

さらに、指定地（「城山」地区）の南西には鹿児島城跡の山城（本丸）及び上山城跡の推定地が隣接し、北西には、谷を隔てて「西郷洞窟」、「岩崎谷口」や西南戦争時の堡塁と考えられる施設など、史跡鹿児島城跡の文化財的価値を構成する要素となりうる遺構等が分布する尾根がある。

県及び市は、これら史跡指定地の外に想定されている城域について、今後発掘調査や資料調査などの様々な調査を行い、その結果を踏まえてこれらの地区に対する文化財保護法上の保存と管理の必要性について検討していく必要がある。

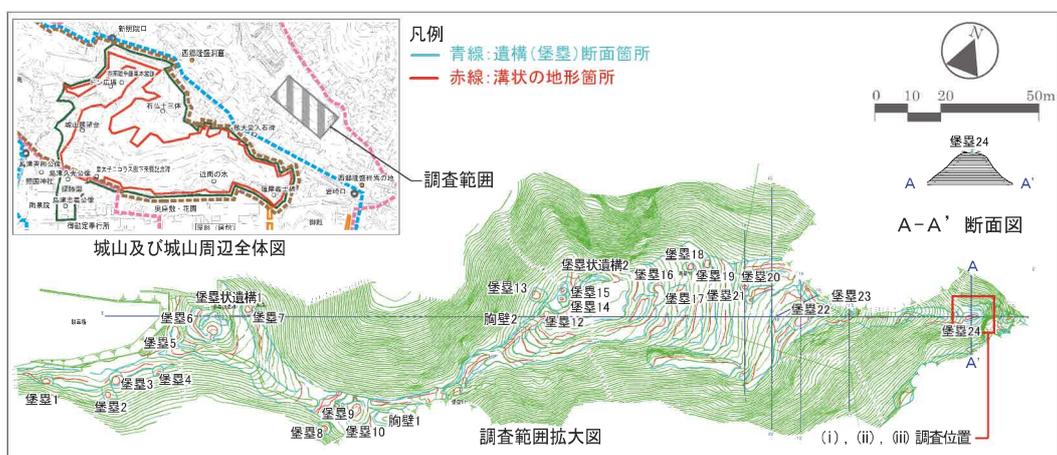


図4-2 平成23・24年度金属探査等調査（市教委）（出展：天然記念物及び史跡城山保存活用計画）

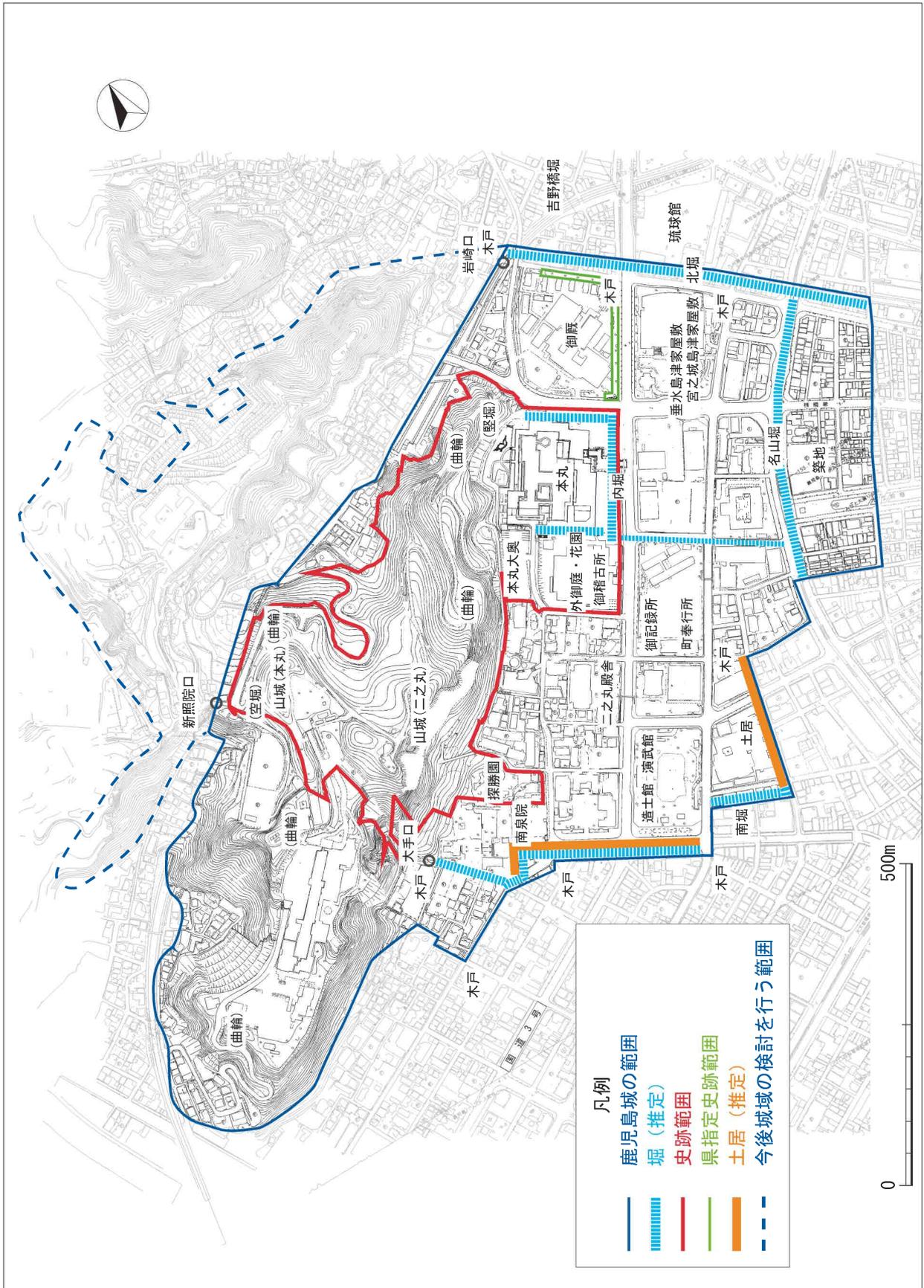


図4-3 鹿兒島城跡範囲

5 各構成要素別一覧表

(1) 本質的価値の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	現 状	課 題
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ----- ・土塁、曲輪、切岸、空堀 ・西南戦争の堡塁跡	都市公園、森林地域、高度地区、宅地造成工事規制区域	・史跡と天然記念物の維持管理行為の調整 ・城跡及び西南戦争関連遺構の状況把握 ・災害対策及び復旧方法の検討
	大手口 ----- ・地下遺構、石段、排水溝	宅地造成工事規制区域、都市公園	・構成要素に関する所管法令等による維持管理行為の調整（特に道路と史跡） ・城跡及び西南戦争関連遺構の状況把握 ・災害対策及び復旧方法の検討
	登城道 ----- ・石段、排水溝、枅形	市道照国神社上線、都市公園、森林地域、宅地造成工事規制区域	
	水利施設 ----- ・近衛の水、市道沿いの湧水	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域	・史跡と天然記念物の維持管理行為の調整 ・城跡及び西南戦争関連遺構の状況把握 ・災害対策及び復旧方法の検討
	急峻に切り立つ旧地形 ----- ・切岸に利用された急斜面	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域	・構成要素に関する所管法令等による維持管理行為の調整（特に道路と史跡） ・城跡及び西南戦争関連遺構の状況把握 ・災害対策及び復旧方法の検討
「居館」地区	本丸跡 ----- ・地下遺構、礎石等 ・石垣及び背面構造 ・排水溝、本丸御庭の石材等	宅地造成工事規制区域、景観計画区域	・石垣、堀の維持管理 ・施設と史跡の維持管理行為の調整 ・施設の取扱い ・城跡及び西南戦争関連遺構の状況把握
	二之丸跡 ----- ・外御庭等の地下遺構 ・石垣及び背面構造 ・探勝園の園地	都市公園、宅地造成工事規制区域、景観計画区域	・石垣の維持管理、伐採等 ・施設及び公園と史跡の維持管理行為の調整 ・施設の取扱い ・城跡及び西南戦争関連遺構の状況把握
両地区共通	遺物等 ----- ・茶道具、陶磁器、石材、瓦 ・黎明館所蔵の鹿児島城跡関係資料 ・西南戦争で使用された砲弾・銃弾等	・黎明館、県立埋蔵文化財センター、鹿児島市立ふるさと考古歴史館、県立図書館等での保管、展示	・黎明館などでの展示、活用の工夫 ・各保管施設での適切な保管、管理
	地形、地質 ----- ・火山灰台地 ・火砕流堆積層、城山層	都市公園、森林地域、高度地区、宅地造成工事規制区域	・史跡と天然記念物の維持管理行為の調整 ・災害対策及び復旧方法の検討

(2) 本質的価値に準じる価値の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	現 状	課 題
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・西郷軍本営跡 ・植生（天然記念物）	都市公園、森林地域、高度地区、宅地造成工事規制区域	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡と天然記念物の維持管理行為の調整 ・城跡及び西南戦争関連遺構の状況把握 ・災害対策及び復旧方法の検討
	大手口	宅地造成工事規制区域、都市公園	
	登城道 ・植生（天然記念物）	市道照国神社上線、都市公園、森林地域、宅地造成工事規制区域	
	水利施設 ・植生（天然記念物）	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域	
「居館」地区	本丸跡	宅地造成工事規制区域、景観計画区域	
	二之丸跡	都市公園、宅地造成工事規制区域、景観計画区域	
両地区共通	城絵図・城下町絵図等 ・鹿児島城跡関連文書 ・城絵図・城下町絵図・錦絵 ・古写真	<ul style="list-style-type: none"> ・黎明館での保管、展示 ・県立図書館での保管、展示 ・国会図書館等での保管、展示 	<ul style="list-style-type: none"> ・黎明館、県立図書館での展示、活用の工夫 ・各保管施設での適切な保管、管理

(3) 本質的価値以外の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	現 状	課 題
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・石仏十三体、行幸記念碑、中芥義芳碑	都市公園、森林地域、高度地区、宅地造成工事規制区域	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡と天然記念物の景観の向上に寄与するような、外観の改修や部材の変更 ・史跡以外の文化財について、史跡との関連を示す解説板への修正 ・老朽化した商店等への対応
	・解説板 ・市道及び関係施設 ・便益施設、駐車場、商店等		
	大手口 ・砂防ダム	宅地造成工事規制区域、都市公園	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡と天然記念物の景観の向上に寄与するような、外観の改修や部材の変更
	登城道 ・フェンス、解説板	市道照国神社上線、都市公園、森林地域、宅地造成工事規制区域	
	水利施設 ・解説板	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域	<ul style="list-style-type: none"> ・解説板の修正、設置
	急峻に切り立つ旧地形 ・治山施設	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡と天然記念物の景観の向上に寄与するような、外観の改修や部材の変更 ・解説板の設置
「居館」地区	本丸跡 ・御楼門、石垣構造の展示物、篤姫像等 ・黎明館、旧制七高施設	宅地造成工事規制区域、景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・像等の解説板の修正 ・施設の取扱い
	二之丸跡 ・三公銅像、ニコラス殿下碑等	都市公園、宅地造成工事規制区域、景観計画区域	
	・県立図書館		

(4) 指定地外における本質的価値に関連する構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び構成要素	現 状	課 題
「城山」 地区周辺	本丸、二之丸跡 ----- ・上山城跡 ・新照院口、岩崎谷口等 ・西郷洞窟、西南戦争の堡 壘跡等 ・西郷隆盛終焉の地 ・城山ホテル鹿児島	宅地造成工事規制区 域	・発掘調査、資料調査等の実施 による遺構等の確認 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の見 直し、新規設定
	大手口 -----	宅地造成工事規制区 域、都市公園	・未指定範囲の、史跡（及び天 然記念物）への追加指定
	登城道 ----- ・石段、排水溝	市道照国神社上線、 都市公園、森林地域、 宅地造成工事規制区 域	
	水利施設 -----	都市公園、保安林、 宅地造成工事規制区 域	
	急峻に切り立つ旧地形 -----	都市公園、保安林、 宅地造成工事規制区 域、急傾斜地崩壊危 険区域	
「居館」 地区周辺	本丸跡 ----- ・御廨跡 ・南北の堀 ・鹿児島医療センター 二之丸跡 ----- ・外御庭等の地下遺構 ・石垣及び背面構造 ・探勝園の園地	宅地造成工事規制区 域、景観計画区域	・発掘調査、資料調査等の実施 による遺構等の確認 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の見 直し、新規設定 ・施設の取扱い
「城下」 地区周辺	・名山遺跡、垂水・宮之城 島津家屋敷跡、鹿児島城 跡（犬追物馬場・火除 地）、造士館・演武館跡 ・南北の堀 など	一部、周知の埋蔵文 化財包蔵地	・発掘調査、資料調査等の実施に よる遺構等の確認 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の見直 し、新規設定

第2節 活用の現状と課題

1 従前の計画における現状と課題

活用の現状と課題について過去の計画を参照すると、「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」では、まず共通の現状として、市のホームページ等で周知広報を行っていること、城山展望台でボランティアによる案内があること、国内外の観光客数は増加しているが学校教育やイベント会場としての活用が少ないことが上げられ、多言語化などさらなる周知広報や、周辺の文化施設（県立博物館等）との連携が課題とされている。さらに史跡については、西南戦争の地として広く周知されているが上山城や鹿児島城であったことの認知度が低いとして、城跡の周知広報や、当時の施設をイメージできるような遺構の表示が課題とされている。

2 活用の現状と課題

「城山」地区の活用については、「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」が指摘した状況が、おおむね現在も継続している。明治18年（1885）、県内で初めて県営公園に指定されたのち、昭和33年（1958）にはほぼ全域が鹿児島市の都市公園に指定されて以来、桜島、市街地、鹿児島湾及び大隅半島を一望できる展望台や地域住民の散策や健康増進の場などとして大切に活用されているとともに、明治10年（1877）に勃発した国内最後の内戦である西南戦争における最後の激戦地であり、西郷軍の総大将である西郷隆盛の終焉の地として、全国的に広く周知されている。

鹿児島市では、景観計画において「城山展望台から桜島への眺望確保範囲」及び「沖防波堤突端から城山への眺望確保範囲」を設定し、前者は城山を視点場として桜島や錦江湾の眺望を、後者は鹿児島港の防波堤を視点場として市内から城山（史跡鹿児島城跡「城山」地区）の眺望を確保するよう定めている。

ボランティアによる案内については、市の公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会が運営する「まち歩き観光ステーション」のモデルコースのひとつに「居館」地区から「城山」地区までを設定し、登録されたボランティアの語り部が、主に毎週土曜日と日曜日に、県内外の観光客を対象に案内をしているなど、令和元年度頃に比べて内容を充実させている。

また、県と市では、令和元年（2019）5月に文化庁に認定された日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」において構成文化財の一つに鹿児島城を位置付け、連携して活用に取り組んでいる。

この他、鹿児島を代表する観光地として、県及び市それぞれのホームページやガイドブック等で紹介している。

一方、「居館」地区については、廃城直後から公共施設の設置などを中心とした再利用が進んでいる。

県では、「VR鹿児島城」という本丸及び御楼門周辺の当時の風景や攻防戦を模したゲームや薩摩藩にちなんだクイズを楽しんでもらうアプリを開発しているほか、黎明館において史跡鹿児島城跡を解説する講座や多言語対応の解説板の設置などの取組を行っている。

活用に関する課題としては、指定地内に残存している遺構が、植生に覆われていたり現在の建築物等にまぎれてしまっているなどして、史跡の文化財的価値が潜在化していることである。特に、「居館」地区の場合、史跡鹿児島城跡の文化財的価値が潜在化して長い期間が経過しており、「城山」地区を含めて史跡鹿児島城跡の一部であるということについての県民・市民の認知度の改善に努める必要がある。

また、「城山」地区は国の天然記念物及び史跡、「居館」地区はその一部が県指定史跡と、別々に指定され保存活用されてきたため、一体的な活用がされてこなかった点もある。

引き続き、ガイドブックの更新や、各所の解説板の更新や必要な地点への新設及び多言語化、さらにはボランティアの研修や調査成果に基づく新たな観光コースの設定などを行い、史跡の文化財的価値の周知広報を図っていくことも必要である。

3 史跡の周辺地域との連携

「居館」地区の隣接地や、周辺の「城下」地区は、県や市の計画において一体のエリアとして扱われている。

「城下」地区には、鹿児島市立美術館、かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館、国登録有形文化財（建造物）の鹿児島市中央公民館、鹿児島県立博物館や旧興業館（登録文化財名称「鹿児島県立博物館考古資料館」）など、県内で最も文化施設が集中して、本県の歴史や文化、自然を端的に知ることができるエリアとなっている。これらの施設は、平成9年（1997）から「かごしま文化ゾーン連絡会」という組織を結成し、連携したテーマによる展示やスタンプラリーなどを開催してきているが、史跡鹿児島城跡の追加指定後は、史跡鹿児島城跡にちなんだ展示を実施するなどして、地区の活性化に取り組んでいる。さらに県では、追加指定後、黎明館の前庭を会場に鹿児島城跡や城跡周辺の交流人口増加をねらった、これらの施設等と連携したイベントなども実施している。

また、鹿児島市は、これらの施設がある区域について、「第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画」（H25～29）において「歴史・文化ゾーン」として計画対象区に追加するとともに、同区域を「歴史と文化の道地区景観計画」（H31）の対象区域に設定し、建築物の建築等について景観形成基準を定めるなどの取組を行っている。

最近では、歴史・文化ゾーンの魅力的な夜間景観の形成に向けた「鹿児島市歴史景観エリア夜間景観基本計画」を策定するなど、新たな活用策の検討に着手している。

今後は、かごしま文化ゾーン連絡会等による歴史・文化ゾーンの活性化を通じた、史跡鹿児島城跡の文化財的価値を伝えるための様々な取組みについても、引き続き関係機関が連携していく必要がある。

また、鹿児島市においては、市が定めている計画等において、史跡鹿児島城跡の文化財的価値を活かしたまちづくりについて検討していくことが求められる。

4 課題の整理

活用の課題について、改めて次のとおり整理する。

- ・ 指定地内に残存している文化財的価値を証する遺構が潜在化しており、簡単に活用することが難しい
- ・ 「「城山」地区と「居館」地区でひとつの城である」ことが伝わる活用
- ・ ガイドブックや解説板等の更新や多言語化、ボランティア研修等による周知広報が必要



写真4-1 活用の様子（出展：天然記念物及び史跡城山保存活用計画）